

京都府業務継続基本指針及び京都府庁地震業務継続マニュアルの改訂について

1. 現状について

- ・京都府庁自身が被災し業務に制約を受けるような状況下においても、応急対策業務や重要継続業務を速やかに実施するため、京都府業務継続基本指針及び京都府庁地震業務継続マニュアル（全庁版・部局版）を運用
- ・被災時においても、限られた人的・物的資源を重要継続業務に集中的に投入できるよう、定期的に指針及びマニュアルの点検を実施
（前回改訂：指針→令和3年6月改訂 マニュアル→令和4年3月改訂）

※**応急対策業務**：あらかじめ地域防災計画等で定めている応急対策に係る業務に被災状況に応じて、速やかに実施する必要がある緊急の業務を加えた業務
重要継続業務：通常業務のうち継続の必要性の高い業務

2. 改訂内容について

①マニュアルの名称変更

- 地震に限らず、あらゆる危機事象に対応するための包括的な方針や手順を示す計画とする。
 - ・「京都府庁地震業務継続マニュアル」→「京都府庁業務継続計画」に名称を変更

②危機管理センターの機能を踏まえた、内容の修正及び追記

- 危機管理センターの整備に伴い向上した機能や、災害対策本部の運営方法、新たな被害情報の収集・提供手法などについて、計画へ反映
 - ・常設の災害対策本部会議室の整備に伴い、災害時の活動拠点について追記
 - ・京都府危機管理センター映像情報システムについて追記
 - ・その他、全庁の情報システムに係る停電対策や耐震性の確保等による一層の稼働確保対策について追記

③その他時点更新等（代替庁舎の整理、組織改正、時点更新等）

- 代替庁舎の整理
 - ・被災により、危機管理センターが使用できない場合、被害が小さい府庁舎（京都府庁旧本館及び各総合庁舎等）を活用し、代替機能を確認
- 組織改正、時点更新について反映
 - ・副危機管理監の追記、その他部局名の変更について反映
 - ・執務環境について時点更新（庁舎の耐震化、電力、エレベーター、空調、上水道及び雑用水、通信手段、情報ネットワークシステム等）

3. 今後の運用について

- 今後も限られた人的・物的資源を重要継続業務に集中的に投入できるよう、現行の業務継続計画等を点検し、必要に応じて見直しを実施
- 各部局においても定期的な点検を実施し、令和7年度中に各部局別マニュアルを整理